◇「給与支払報告書（個人別明細書）」の記入要領 ◇

令和9年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所を確認して記入してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ、個人番号及び合計所得金額を記入してください。

受給者本人が該当する欄に○を記入してください。未成年者は平成21年1月3日以後に生まれた方です。乙欄該当者は「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方や、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している方です。

個人番号（マイナンバー）を記入してください。

姓と名の間は一字空けて、**必ずフリガナ**を記入してください。

控除対象扶養親族または特定親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

年の中途で就職や退職をした方について記入してください。**就職と退職の両方ある場合は、退職のみ記入してください。**

⑨ 記入例

※	※ 種 別	※ 整理番号	※

支払を受ける者　住所　※区分　酒田市駅前町3丁目1番10号 サンシャインⅡ 102号

（受給者番号）

（個人番号）1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

（役職名）

氏名　（フリガナ）サカタ タロウ　酒田 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	内 千 円 4 550 000	千 円 3 198 400	千 円 3 354 000	内 千 円 0

（源泉）控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
				特定		老人		その他		特親			特別	その他	
有	従有		千 円	人	従人	内 人	従人	人	従人	人	従人	人	内 人	人	人
○			380 000			1	1			1		1			

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千 円 630 000	内 千 円 589 000	千 円 120 000	千 円 15 000	千 円 0

（摘要）
前職分：R8.6.11退職 （有）鳥海物産 支払金額2,100,000 社会保険料250,000 源泉徴収税額50,850

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	40,000 円	旧生命保険料の金額	80,000 円	介護医療保険料の金額	40,000 円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	120,000 円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	H30 年 10 月 31 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	18,000,000 円		
	住宅借入金等特別控除可能額	180,000 円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円		

（源泉・特別）控除対象配偶者：（フリガナ）サカタ ハナコ　氏名 酒田 花子　区分　配偶者の合計所得 400,000 円　個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

国民年金保険料等の金額	13,860 円	旧長期損害保険料の金額	30,000 円
基礎控除の額	1,040,000 円	所得金額調整控除額	円

控除対象扶養親族等

	（フリガナ）氏名 / 個人番号	区分		16歳未満の扶養親族	（フリガナ）氏名 / 個人番号	区分	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
1	サカタ サンゾウ / 酒田 三蔵 / 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8				サカタ ジロウ / 酒田 二郎 / 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		
2	サカタ イチロウ / 酒田 一郎 / 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		10				
3							5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
4							

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年 月 日	受給者生年月日 元号 年 月 日
										○		8 7 1	昭和 40 10 10

支払者
- 個人番号又は法人番号：3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1（右詰で記載してください。）
- 住所（居所）又は所在地：酒田市港北町1丁目3番6号
- 氏名又は名称：株式会社 鳥海商事　（電話）0234-56-7890

◎摘要欄について

①前職分を合算して年末調整を行った場合は、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・事業所名・退職年月日を記入してください。「支払金額」、「社会保険料等の金額」欄については合算した金額を記入してください。

※合算して年末調整を行っていても摘要欄に上記の記載がない場合は合算されていないものとして処理しますので、必ず記載してください。

②外国人の方で租税条約に基づいて課税の免除を受けた方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」と朱書きで記入してください。

③所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記入してください。

- 同一生計配偶者が特別障害者・・・同一生計配偶者の氏名（同配）
- 扶養親族が特別障害者または年齢23歳未満・・・扶養親族の氏名（調整）

※この他、給与支払報告書の記入要領について、国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

源泉徴収票のみなし提出について

これまで、給与の支払をする事業者の方は、受給者の方がお住まいの市区町村に給与支払報告書を提出するほか、源泉徴収票を事業者の方の所轄税務署にも提出する必要がありました。令和９年１月１日以後、市区町村に「給与支払報告書」を提出した場合には、税務署長に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされます。そのため、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」を作成し、提出する必要がなくなります。受給者へ交付する源泉徴収票は、引き続き、すべての受給者に対して作成・交付を行う必要がありますのでご注意ください。

詳しくは、国税庁の「源泉徴収票のみなし提出の特例　特設ページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index/minashi.htm）をご確認ください。